

地方独立行政法人山口県産業技術センター内部統制推進規程

(制定) 平成30年4月1日

規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下、「法人」という。）の役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、山口県条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）の推進に必要な事項を定め、もって業務の有効性及び効率性、業務活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、並びに財務諸表等の信頼性の達成に資することを目的とする。

(体制)

第2条 内部統制推進のため、法人に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

2 理事長は、最高管理責任者として、内部統制推進のための体制等の構築及び運用を指揮し、その最終責任を負う。

3 副理事長は、最高管理責任者を補佐し、内部統制推進のための体制等の構築及び運用を指揮する。

4 経営管理部長及び企業支援部長は、統括管理責任者として、法人全体の内部統制推進に係る実質的な責任と権限を付与され、法人全体の内部統制の推進を総括する。

5 経営管理副部長及び企業支援副部長は、統括管理責任者を補佐し、法人内の内部統制の推進を総括する。

6 経営企画室長、技術相談室長、産学公連携室長及び各グループリーダーは、コンプライアンス推進責任者として、各室又はグループの内部統制推進に係る実質的な責任と権限を付与され、各室又はグループにおける内部統制の運用状況を把握、監督するとともに、研修等により遵守事項の意識づけを図るなど、必要な措置を講じる。

7 経営企画室長は、研究倫理教育責任者として、研究者等に求められる研究倫理規範を習得等させるための教育を定期的に行う。

8 コンプライアンス推進責任者は、内部統制上の重大な問題を把握した場合、直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。

9 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を講じなければならない。

10 統括管理責任者は、内部統制の推進に関し、必要に応じて職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

(職員の責務)

第3条 職員は、内部統制の重要性を深く認識し、有効かつ効率的な職務の遂行に努めなければならない

ない。

- 2 職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、直ちにコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。ただし、職員が必要と判断した場合は、公益通報制度運用規程（規程第12号）の例によることができる。
- 3 職員は、前項の規定に関わらず必要と判断するときは、最高管理責任者、統括管理責任者又は研究倫理統括責任者に直接報告することができる。

（モニタリング）

第4条 法人の内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行うことにより、内部統制上の重大な問題の把握に努めるものとする。

- 一 各業務において、役職員が自己点検及び相互牽制により実施するもの
- 二 室及びグループにおいて、室長及びグループリーダーが実施するもの
- 三 文書を経営企画室経由で回議することにより、業務の処理過程において経営企画室が実施するもの
- 四 監事監査において、監事が実施するもの

（内部監査）

第5条 内部監査（システム）は、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対し、防止計画推進部署が実施する。最高管理責任者は、防止計画推進部署に、その内部監査に必要な権限を付与する。

- 2 経理的な側面に対する内部監査（経理）は、複数の内部組織の人員からなる内部監査チームが実施する。最高管理責任者は、内部監査チームを指名するとともに、内部監査チームにリスクアプローチ監査に必要な権限を付与する。
- 3 内部監査の結果について、最高管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者はその報告に基づき、是正措置及び再発防止措置を講じなくてはならない。内部監査の実施者は、その結果について監事に意見を求めることができるとともに、監事は内部監査実施者にその状況の報告を求めることができる。

（反社会的勢力への対応）

第6条 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、警察等関係機関と連携と図り毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。